

食品安全情報（化学物質） No. 13/ 2014 (2014. 06. 25)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【FDA】 FDA は魚食の総合的影響に関する研究を発表

米国食品医薬品局（FDA）は、「市販魚の喫食による胎児の神経発達への総合的影響の定量的評価（IQ と早期言語発達で測定）」（総影響評価）と題する研究を発表した。さらに、FDA と米国環境保護庁（EPA）は、魚食に関する更新助言案を発表した。

*ポイント： 今回更新された助言案では、妊娠・授乳中の女性、妊娠する可能性のある女性、小さい子どもは、魚の喫食を避けるのではなく、魚食によるメリットを考慮して、水銀濃度が低い魚を適切な量で食事に取り入れることが重要であると強調しています。そのため、更新案ではメチル水銀濃度が高い魚と低い魚を示し、このくらいは食べた方がよいという量（8～12 オンス/週または 2～3 回/週）を提示しています。g 換算すると、約 227～340g/週に相当します。

【FDA】 消費者向け情報：一部のミツバチ花粉痩身用製品は危険な詐欺である

ミツバチ花粉を含む痩身用製品には、表示に記載されずに、不整脈や高血圧、双極性疾患などの持病のある人に有害な成分が含まれる可能性があるとして FDA が警告した。これまで、多様な花粉製品からシブトラミンやフェノールフタレインが検出されている。その 1 つとして、FDA は「Zi Xiu Tang（姿秀堂）」について警告した。FDA は、消費者や医療専門家から花粉製品の使用に関連した 50 以上の有害事象報告を受け取っている。少なくとも 1 人が死亡し、他に重大な心臓関連事象、胸痛、動悸、頻脈、血圧上昇、発作、自殺企図、不安、不眠、下痢などが報告されている。製品の中には、様々な病気の予防や治療ができるダイエットサプリメントとして販売されているものもあるが、法律上、ダイエットサプリメントはそのような効能を宣伝することはできない。

*ポイント： 米国では「Zi Xiu Tang（姿秀堂）」は輸入警告の対象になっているので米国内へ輸入できないはずなのですが、違法に輸入され続けて問題になっています。製品の中には「調子が悪くなったら体から毒が出ている証拠である」と書いてある悪質なものもあるようです。

【CFIA】 政府はカナダの食品安全システムを改善するための広範な意見募集を行う

カナダの食品関連規制の改正案が提示され、政府、企業、消費者の代表がその規制案と食品の安全性強化への取り組みについて議論する予定である。また、この規制案についてウェブサイト上で意見募集を行う。

*ポイント： 規制案には、予防に重点を置くこと、食品事業者の責任を明確化すること、科学的根拠とリスクベースに基づく監視を行うことなどが盛り込まれています。しかも、基本的に HACCP、GMP、トレーサビリティの導入を提案しています。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【EC】](#)

1. ナノ銀に関する最終意見：安全性、健康・環境影響、そして抗菌剤耐性における役割
2. 食品獣医局（FVO）査察報告：ポルトガル
3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 遺伝子組換え関連
2. 食品と接触する物質関連
3. 香料グループ評価
4. 動物用飼料関連

[【FSA】](#)

1. 挽肉研究結果発表

[【HSE】](#)

1. PRiF：残留農薬報告書 2013 年第 4 四半期

[【ASA】](#)

1. 食品の宣伝と子ども：健全な議論を確保するために（パート 1）
2. 食品の宣伝と子ども：健全な議論を確保するために（パート 2）
3. ASA 裁定

[【BfR】](#)

1. 肝臓や腸ではナノ物質はどのような作用機序なのか？
2. 家庭用殺菌剤のベネフィットとリスクについての FAQ
3. 妊娠・授乳中の女性にはヨウ素及び葉酸の十分な摂取が重要

[【RIVM】](#)

1. リスク評価戦略へのキネティクスの組み込み

[【ANSES】](#)

1. 過塩素酸イオン：ANSES の研究と推奨

[【EVIRA】](#)

1. オーガニックはまだオーガニック

[【FDA】](#)

1. FDA は魚食の総合的影響に関する研究を発表
2. 職人的チーズ製造における木製棚の使用について明確化
3. FDA は報告義務のある食品リストについての意見募集を再開
4. 警告文書（2014 年 5 月 29 日～6 月 9 日公表分）
5. 公示（2014 年 6 月 10 日～17 日公表分）
6. 消費者向け情報：一部のミツバチ花粉瘦身用製品は危険な詐欺である

[【EPA】](#)

1. EPA は有害な難燃剤のより安全な代用品を同定/ 同定された化合物は難分解性で環境中に蓄積し生殖・発達・神経毒性がある
2. EPA は有害物質のデータの新しい使用方法を見つけるために 6 大学を選択

[【CFIA】](#)

1. Ambrose 大臣は、保護者から「我々が聞いたこと報告書（What We Heard Report）」を発表し、オンライン表示ツールを発表
2. 政府はカナダの食品安全システムを改善するための広範な意見募集を行う
3. Harper 政権は食品の安全性監視をさらに強化する
4. 新しいハラル表示規制は消費者と製造業者に利益がある
5. 残留農薬及び金属を調べた子ども用食品の 99.7%は基準を遵守

[【FSANZ】](#)

1. 通知

【[APVMA](#)】

1. 安全保障上の懸念がある、29 農薬を含む化合物の使用者、販売者、輸入者へのオンライン調査

【[TGA](#)】

1. TGA の役割

【[FSSAI](#)】

1. 中国からの乳製品の輸入禁止についての助言

【[その他](#)】

- ・ 食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・ (ProMED-mail) 炭化水素中毒、コメ ギニア
- ・ (ProMED-mail) 麻痺性貝毒中毒 米国: (アラスカ)
- ・ (EurekAlert) 鉛の削減は賢明で経済的な公衆衛生投資である

● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. ナノ銀に関する最終意見：安全性、健康・環境影響、そして抗菌剤耐性における役割
Final Opinion on Nanosilver: safety, health and environmental effects and role in antimicrobial resistance

16-06-2014

http://ec.europa.eu/dgs/health_consumer/dyna/enews/enews.cfm?al_id=1494

欧州委員会及び SCENIHR（食品以外の新興健康リスクに関する科学委員会）は、ナノ銀に関する最終意見を発表した。

この意見の目的は、特に医療や消費者製品へのナノ銀の使用が、伝統的な銀の使用に比べて追加のリスクとなるか、また細菌の増殖抑制目的での使用が微生物の抵抗性をもたらすかどうかを評価することである。

SCENIHR は、銀含有製品の広範な（そして増加する）使用が、消費者や環境の新しい銀暴露源になると結論した。ヒト暴露は、直接的（食品、手から口、皮膚）で生涯にわたる可能性がある。一方、環境中のナノ銀粒子は、土壌や水、堆積物中の生物にとって特に効果的な銀の供給システムとなる可能性があり、長期間にわたって銀イオン源としてはたらく可能性がある。従って、広範で長期の銀ナノ粒子の使用による追加の影響は排除できない。銀ナノ粒子の使用による抵抗性についてはさらなるデータが必要である。

*意見

http://ec.europa.eu/health/scientific_committees/consultations/public_consultations/cenihhr_consultation_17_en.htm

*ファクトシート

http://ec.europa.eu/health/scientific_committees/docs/citizens_silvernanoparticles_en.pdf

2. 食品獣医局 (FVO) 査察報告

● ポルトガル—TRACES システムの使用評価

PT Portugal - evaluate the use of the TRACES system

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2014-6999

2014年1月27～30日にポルトガルで実施された、TRACES (Trade Control and Expert System)の使用評価に関する査察。概して国境検疫所(BIPs)と地方獣医局(LVUs)ではTRACESは正しく使用されている。しかし、中間管理者の知識不足により、TRACESの有効性が損なわれている。TRACESが正確に使用されているか評価する体系的アプローチがないため、度重なるエラーは検知されないままであり、タイムリーに修正されていない。2か所のBIPsを訪れた際に構造的欠陥が認められた。

3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2014年第24週～第25週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過 (例外あり)

*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

スペイン産マグロのヒスタミン(420 mg/kg)、リトアニア産乾燥キノコのヒ素(110 mg/kg)、南アフリカ産パイナップルのエテホン(7.2mg/kg)、ドイツ産飼料用干し草のイヌサフラン、イタリア産生乳及びモッツァレラチーズにアフラトキシン(M1)、モロッコ産緑豆のジメトエート(0.39 mg/kg)、ベルギー産豚肉のオキシテトラサイクリン(300 µg/kg)、ドイツ経由米
国産及びドイツ経由イラン産ピスタチオナッツのアフラトキシン(B1=40 µg/kg ; B1=31; Tot.=34 µg/kg)、マダガスカル産飼料用殻むき落花生のアフラトキシン(B1=92 µg/kg)、チェコ共和国産緑レンズマメの鉛高含有(0.590 mg/kg)、英国経由中国産ナイロンスプーンからの一級芳香族アミンの溶出(0.017; 0.021 mg/kg)、チリ産冷凍ムラサキイガイの身のカドミウム(1.5 mg/kg)、ポーランド産製粉ライ麦のオクラトキシン A (15 µg/kg)、アルゼンチン産ナシのカルベンダジム(1.11 mg/kg)、オランダ経由タイ産塩漬けライムの亜硫酸塩非表示(45; 70 mg/kg)、オランダ経由タイ産塩水入り菱の実の亜硫酸塩非表示(32; 34 mg/kg)など。

注意喚起情報 (information for attention)

ベトナム産冷凍調理済み串刺しエビの未承認ドキシサイクリン(11µg/kg)、ウクライナ産

飼料用トウモロコシのダイオキシン(2.92; 3.19 pg WHO TEQ/g)、ウズベキスタン産乾燥アプリコットの亜硫酸塩非表示(1968.0 mg/kg - ppm)、英国経由インド産チルドメカジキフィレの水銀(1.4 mg/kg)、コスタリカ産タロイモの塩化ベンザルコニウム(BAC) (18 mg/kg)、タイ産醤油の3-モノクロロ-1,2-プロパンジオール(3-MCPD) (369.4 µg/kg)、芳香族炭化水素を含むロシア産食品サプリメント(3400 µg/kg)、ガーナ産発酵トウモロコシ粉のアフラトキシン(B1=9.4; Tot.=15.5 µg/kg)、米国産食品サプリメントの未承認成分(グロセロリン酸ナトリウム)、米国産食品サプリメントの未承認販売(ウワウルシ葉・コレウス フォルスコリ・アシュバガンダ抽出物・B-フェニルエチルアミン・コショウ; チョウセンゴミシ・冬虫夏草属キノコ; B-エクジステロン・バイオペリン(黒胡椒抽出物); フェルジン A・硝酸ベタイン・クレアチン HCL; イソプロピルオクトパミン・トウゲシバ (*Huperzia serrata*) 葉・ヨヒンベ・β-メチルフェニルエチルアミン HCl・トランスーレスベラトロール; 11-ヒドロキシヨヒンビン・α-ヨヒンビンホルデニン・シネフェリン・R-β-メチルフェニルエチルアミン・N-メチル-β-フェニルエチルアミン) 及び未承認新規食品成分イワベンケイ、米国産食品サプリメントの未承認物質ヨヒンビン、イスラエル産パプリカ粉のアフラトキシン(B1=6.92 / B1=5.46 µg/kg)、ポーランド産食品サプリメントの未承認販売(β-フェニルエチルアミン) 及び未承認物質シネフリン、ベトナム産冷凍エビ製品のドキシサイクリン(3 µg/kg)、オランダ産ブロッコリーのフルアジポップ-p (2.7 mg/kg)など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

英国経由パキスタン産パスタバーミセリの未承認着色料タートラジン(E102)(22mg/kg)・サンセットイエロー FCF(E110)(11.2mg/kg)・アズルビン(E122)(24mg/kg)・ブリリアントブルーFCF(E133)(2.2mg/kg)の使用、スウェーデン経由中国産バーベキューセットからのクロムの溶出(2.7; 2.4mg/dm²)、インドネシア産飼料用ヤシ脂肪酸蒸留液のダイオキシン(0.97; 0.96 ng/kg)、イタリア産食品サプリメントの未承認物質リチウム、オランダ経由米国産食品サプリメントの未承認物質クエン酸ホウ素、米国産食品サプリメントの未承認物質クロムキレート、インド産みじん切り生姜とニンニクのパスタの未承認安息香酸(E210) (1140 mg/kg)、英国経由インド産ソフトドリンクの着色料サンセットイエローFCF(E110) 高含有(68.2 mg/l)、アイルランド産パイナップルソフトドリンクの着色料タートラジン(E102)高含有(169.3 mg/l)など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

アルゼンチン産有機リンゴの未承認物質塩素酸塩(0.31mg/kg)、ボリビア産ブラジルナッツのアフラトキシン(B1=56.47; Tot.=79.18µg/kg)、米国産未承認新規食品グルコース耐性因子クロム酵母、ナイジェリア産乾燥豆の未承認物質ジクロルボス(0.14mg/kg)、トルコ産生鮮ペッパーのホルメタネート(0.636mg/kg ; 0.858mg/kg ; 0.0474 mg/kg)、エジプト産有機殻付き落花生のアフラトキシン(B1=8.1; Tot.=9.2µg/kg)、米国産フルーティー味ソフトドリンクの未承認エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム (CDEDTA) (E385)、ベトナム産冷凍バナメイエビのドキシサイクリン(140µg/kg)、中国産ナイフの高濃度の総溶出量(9 mg/dm²)、ドミニカ共和国産アスパラガス豆のクロルピリホス(0.055mg/kg)、中国産ヤ

マモモのカルベンダジム(0.270 mg/kg)、中国産冷凍ウサギ肉の禁止物質ニトロフラン(代謝物質)フラゾリドン(AOZ) (MPRL 超過 2/5)、トルコ経由シリア産ピスタチオナッツのアフラトキシン(B1=21.4; Tot.=26.8 / B1=27.6; Tot.=30.9 µg/kg)、タイ産未承認遺伝子組換え生鮮パパイヤ(35S プロモーター検出)、中国産焼き串及びカクテル装飾用の木製串の揮発性有機化合物、中国産ステンレス製台所用品からのクロム(0.7 mg/kg)・ニッケル(0.3 mg/kg)・マンガン(0.2 mg/kg)の溶出、イラン産殻付きピスタチオナッツのアフラトキシン(B1=67.3; Tot.=70.7 / B1=56.2; Tot.=59.1 µg/kg)、アルゼンチン産レモンの未承認物質モルホリン(0.20 mg/kg)、米国産ピスタチオナッツのアフラトキシン(B1=25; Tot.=27.8 µg/kg)、ドミニカ共和国産ナスのエンドスルファン(0.11 mg/kg)・アセタミプリド(0.63 mg/kg)、ナイジェリア産皮剥き豆及び乾燥豆の未承認物質ジクロロボス(0.04 mg/kg ; 0.03 mg/kg)、中国産冷凍カイウサギの禁止物質ニトロフラン(代謝物質)フラゾリドン(AOZ) (7.2 µg/kg)、ベトナム産冷凍ティンフォイルバルブ (*Barbonymus schwanefeldii*) の未承認物質マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの存在、トルコ産生鮮ペッパーのカルベンダジム(0.287 mg/kg)・ホルメタネート(0.267 mg/kg)、ナイジェリア産 oluyin 豆の未承認物質ジクロロボスの存在、トルコ産生鮮ペッパーのクロフェンテジン(0.034 mg/kg)、ケニア産チルド緑豆のクロルピリホス(0.14 mg/kg)・ヘキサコナゾール(0.033 mg/kg)・カルベンダジム(0.75 mg/kg)、ベトナム産冷凍エビのオキシテトラサイクリン(196 µg/kg)、ナイジェリア産 oloyin 豆の未承認物質ジクロロボス(0.05; 0.01 mg/kg)、中国産鉄製グリルからのマンガンの溶出(0.66 mg/kg)など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 遺伝子組換え関連

- ギリシャが通知した遺伝子組換えトウモロコシ MON 810 についての緊急措置に関し、欧州委員会からの要請に関する声明

Statement on a request from the European Commission related to the emergency measure notified by Greece on genetically modified maize MON 810 according to Article 18 of Directive 2002/53/EC

EFSA Journal 2014;12(6):3732 [7 pp.]. 10 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3732.htm>

EFSA は、栽培用の遺伝子組換えトウモロコシ MON 810 の流通禁止を求めたギリシャからの提出文書によると、ヒトと動物の健康及び環境へのリスクに関して Article 18 of Directive 2002/53/EC による緊急措置の通知を支持する科学的根拠はないと結論した。

- **Monsanto Europe S.A.社からの遺伝子組換えトウモロコシ MON 810 の 2012 年の年次市販後環境モニタリング (PMEM) 報告についての科学的意見**

Scientific Opinion on the annual post-market environmental monitoring (PMEM) report from Monsanto Europe S.A. on the cultivation of genetically modified maize MON 810 in 2012

EFSA Journal 2014;12(6):3704 [29 pp.]. 13 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3704.htm>

GMO パネル（遺伝子組換え生物に関する科学パネル）は、前回勧告した手順の改善を繰り返し強く述べ、さらに、スペインでのターゲット害虫への影響の追加調査とハネカクシへの有害影響の可能性の追跡調査を勧告した。

- **Monsanto からの除草剤耐性、遺伝子組換えアブラナ MON 88302 の食品及び飼料としての使用、輸入、加工のための販売申請(EFSA-GMO-BE-2011-101)についての科学的意見**

Scientific Opinion on application (EFSA-GMO-BE-2011-101) for the placing on the market of herbicide-tolerant genetically modified oilseed rape MON 88302 for food and feed uses, import and processing under Regulation (EC) No 1829/2003 from Monsanto

EFSA Journal 2014;12(6):3701 [37 pp.]. 17 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3701.htm>

アブラナ MON 88302 は、この申請の範囲内でヒト及び動物の健康と環境への影響の可能性に関して、従来品及び非遺伝子組換え油脂製品と同様に安全である。

2. 食品と接触する物質関連

- **食品と接触する物質に使用される二酸化ケイ素、シラン化、FCM 物質 No 87 の安全性評価に関する声明**

Statement on the safety assessment of the substance silicon dioxide, silanated, FCM Substance No 87 for use in food contact materials

EFSA Journal 2014;12(6):3712 [7 pp.]. 12 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3712.htm>

これらの物質は、制限なく、プラスチック全種への添加剤としての使用が認可されている。ナノサイズで使用されることを考慮しても、現在認可されている使用状況では消費者への安全上の懸念はない。

3. 香料グループ評価

- **香料グループ評価 200 (FGE.200)に関する科学的意見：香料グループ評価 19 のサブグループ 1.1.1 の 74 α,β -不飽和アルデヒド及び前駆体**

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 200 (FGE.200): 74 α,β -unsaturated aldehydes and precursors from subgroup 1.1.1 of FGE.19

EFSA Journal 2014;12(6):3709 [50 pp.]. 12 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3709.htm>

香料グループ評価 200 の代表的な 1 物質とサブグループの 2 物質に関して、香料会社が追加の遺伝毒性試験データを提供した。CEF パネル（食品と接触する物質・酵素・香料及び加工助剤に関する科学パネル）はこのデータを評価し、*in vivo* コメントアッセイや小核試験が必要であることを確認した。

- 香料グループ評価 82、改訂 1(FGE.82Rev1)に関する科学的意見：JECFA（第 65 回会議）で評価されたエポキシドの検討

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 82, Revision 1 (FGE.82Rev1): Consideration of Epoxides evaluated by the JECFA (65th meeting)

EFSA Journal 2014;12(6):3708 [32 pp.]. 12 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3708.htm>

4 物質に関しては、MSDI（Maximised Survey-derived Daily Intakes）アプローチに基づき「香料物質としての推定摂取量では安全性の懸念はない」という JECFA の結論に同意した。1 物質に関しては、追加の毒性データと立体変異に関するさらなる情報を求めた。

- 香料グループ評価 91、改訂 2(FGE.91Rev2)：JECFA（第 53 回及び第 68 回会合）で評価された単純脂肪族、芳香族硫化物、チオール類（EFSA が FGE.08Rev5 で評価した追加の酸化官能基のある（またはない）脂肪族及び脂環式モノ、ジ、トリ、及びポリ硫化物と構造的に関連する物質）

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 91, Revision 2 (FGE.91Rev2): Consideration of simple aliphatic and aromatic sulphides and thiols evaluated by the JECFA (53rd and 68th meetings) structurally related to aliphatic and alicyclic mono-, di-, tri-, and polysulphides with or without additional oxygenated functional groups evaluated by EFSA in FGE.08Rev5 (2012)

EFSA Journal 2014;12(6):3707 [77 pp.]. 13 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3707.htm>

36 物質については MSDI アプローチに基づき「香料としての推定摂取量では安全性の懸念はない」という JECFA の結論に同意した。7 物質については NOAEL がないので評価できなかった。44 の全物質の製品規格は適切だが、不純物に遺伝毒性の可能性のあるものがあり、安全だと結論できなかった。

- 香料グループ 74、改訂 3(FGE.74Rev3)：JECFA（第 53 回及び第 61 回会合）で評価された単純脂肪族硫化物とチオール類（EFSA が FGE.08Rev5 で評価した化学グルー

プ 20 の追加の酸化官能基のある（またはない）脂肪族及び脂環式モノ、ジ、トリ、及びポリ硫化物と構造的に関連する物質)

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 74, Revision 3 (FGE.74Rev3): Consideration of Simple Aliphatic Sulphides and Thiols evaluated by the JECFA (53rd and 61st meeting) Structurally related to Aliphatic and Alicyclic Mono-, Di-, Tri-, and Polysulphides with or without Additional Oxygenated Functional Groups from Chemical Group 20 evaluated by EFSA in FGE.08Rev5 (2012)

EFSA Journal 2014;12(6):3710 [62 pp.]. 13 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3710.htm>

9 物質については安全性の懸念はない。10 物質については追加毒性データが必要だと結論した。

4. 動物用飼料関連

- **Star Lake Bioscience Co.**の代理で **HELM AG** から提出された申請に基づく全ての動物種用の大腸菌が生産した **L-スレオニン**の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of L-threonine produced by *Escherichia coli* for all animal species, based on a dossier submitted by HELM AG on behalf of Star Lake Bioscience Co.

EFSA Journal 2014;12(6):3726 [14 pp.]. 17 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3726.htm>

皮膚感作性の恐れがあり、遺伝子組換えによる使用者への安全上の問題（抗生物質耐性遺伝子等を含む生産菌が存在する可能性がある）が存在する可能性がある。L-スレオニン製品は、全ての非反芻動物の食事からのアミノ酸の適切なバランスを維持するのに役立つ。L-スレオニンは保護された形で与えられなければ反芻動物の微生物により分解される。

- 産卵鶏用の飼料添加物としての **Natugrain® TS/TS L** (エンド-1,4-ベータキシラナーゼとエンド-1,4-ベータグルカナーゼ)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the efficacy of Natugrain® TS/TS L (endo-1,4-beta-xylanase and endo-1,4-beta-glucanase) as a feed additive for laying hens

EFSA Journal 2014;12(6):3723 [9 pp.]. 17 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3723.htm>

安全性については以前の意見で評価しており、今回の申請による影響はないことから有効性のみに着目した。記載された量では産卵鶏に有効な可能性がある。

- 子牛飼育用、子豚、鶏、シチメンチョウ肥育用、イヌ用の飼料添加物としての **Oralin®** (*Enterococcus faecium*)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Oralin® (*Enterococcus faecium*) as a

feed additive for calves for rearing, piglets, chickens for fattening, turkeys for fattening and dogs

EFSA Journal 2014;12(6):3727 [2 pp.]. 17 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3727.htm>

子豚、鶏、シチメンチョウ肥育用、イヌ用に既に認可されている飼料添加物 **Oralin®** について、子牛飼育用や他の用量での適用拡大申請。飼育実績を改善する可能性があるが、有効な最小量は七面鳥肥育用や授乳子豚に示されるものより高い。イヌの糞便スコアでの限定的だが明らかな改善が3つの研究で示されたが、生物学的妥当性には疑問がある。

- 授乳中の雌豚用の飼料添加物としての **Rovabio® Excel**(エンド-1,3(4)-b ベータグルカナナーゼとエンド-1,4-ベータキシラナーゼ)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Rovabio® Excel (endo-1,3(4)-beta-glucanase and endo-1,4-beta-xylanase) as a feed additive for lactating sows

EFSA Journal 2014;12(6):3722 [13 pp.]. 16 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3722.htm>

授乳中の雌豚に推奨量では安全であるが、入手可能なデータからは有効性を結論できなかった。

- ニワトリ肥育用の飼料添加物としての **Coxiril®** (ジクラズリル)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Coxiril® (diclazuril) as a feed additive for chickens for fattening

EFSA Journal 2014;12(6):3728 [23 pp.]. 17 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3728.htm>

提案された最大量での使用は消費者に安全である。また環境へのリスクもない。コクシジウム病を抑制する可能性がある。

- 七面鳥肥育用の飼料添加物としての **Coxiril®** (ジクラズリル) の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Coxiril® (diclazuril) as a feed additive for turkeys for fattening

EFSA Journal 2014;12(6):3729 [16 pp.]. 18 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3729.htm>

Coxiril® のジクラズリルは、現在認可されている他のジクラズリルと毒性学的に同等である。提案された最大量での使用は消費者に安全である。0.8 mg/kg の最小濃度の完全飼料で、肥育用の七面鳥のコクシジウム病を抑制する可能性がある。

- **ホロホロチョウ用の飼料添加物としての Coxiril® (ジクラズリル) の安全性と有効性に関する科学的意見**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Coxiril® (diclazuril) as a feed additive for guinea fowl

EFSA Journal 2014;12(6):3730 [13 pp.]. 18 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3730.htm>

Coxiril® のジクラズリルは七面鳥肥育用として安全性が確認されており、ホロホロチョウへも外挿できる。消費者への安全性も確立されている。0.8 mg /ジクラズリル kg の飼料はホロホロチョウのコクシジウム病を抑制する可能性があるとして結論した。

- **全ての種用の防腐剤とサイレージ添加物としての硫酸水素ナトリウム(SBS)の安全性と有効性に関する科学的意見**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of sodium bisulphate (SBS) for all species as preservative and silage additive

EFSA Journal 2014;12(6):3731 [10 pp.]. 18 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3731.htm>

サイレージ生産を改善する効果を示す新しいデータが提示されなかったため、サイレージ添加物として SBS は有効ではないとする以前の結論を確認した。

- **サケ・マス・他の魚・観賞魚・甲殻類・観賞用の鳥用の飼料添加物としての合成アスタキサンチンの安全性と有効性に関する科学的意見**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of synthetic astaxanthin as feed additive for salmon and trout, other fish, ornamental fish, crustaceans and ornamental birds

EFSA Journal 2014;12(6):3724 [35 pp.]. 18 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3724.htm>

サケとマスには最大許容量まで合成アスタキサンチンを使用しても、消費者への安全上の懸念はない。アスタキサンチンはサケ科の肉色・甲殻類の表皮・サケ科以外の食用魚の肉色・観賞用の魚の表皮の着色に効果的である。観賞用の鳥の羽を着色する効果については結論できなかった。

- **サケ科と観賞用の魚用のアスタキサンチン(CAROPHYLL® Pink 10% CWS)の安全性と有効性に関する科学的意見**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of astaxanthin (CAROPHYLL® Pink 10% CWS) for salmonids and ornamental fish

EFSA Journal 2014;12(6):3725 [33 pp.]. 18 June 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3725.htm>

合成アスタキサンチンの使用は天然のアスタキサンチンと比べて環境への明らかな付加リスクを起こさないと考えられる。アスタキサンチンはサケ科の肉色の着色と観賞用の魚の表皮の着色に効果的である。

●英国 食品基準庁（FSA : Food Standards Agency）<http://www.food.gov.uk/>

1. 挽肉研究結果発表

Minced meat research results published

10 June 2014

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2014/jun/mincemeat#.U5ec16Q9JaQ>

FSA と英国環境・食料・農村地域省（Defra）は、現行の優良製造規範に従って作られた挽肉には、キャリーオーバーによる肉の混入は検出されないという政府化学研究室 Laboratory of the Government Chemist (LGC)による研究結果を発表した。この知見は異なる種類の肉を同じ装置で挽肉にした場合にもあてはまる。

* 報告書

A project to establish whether carry-over of meat species occurs in UK meat processing plants during the GMP production of mince meat

<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/enforcement/meat-species-project.pdf>

● 英国健康安全局（HSE : Health and Safety Executive）

<http://www.hse.gov.uk/index.htm>

1. PRiF : 残留農薬報告書 2013 年第 4 四半期

2013 Programme

Quarterly Reports

Report published 12 June 2014

http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/advisory-groups/PRiF/PRiF_Results_and_Reports/2013++Programme

* 報告書本文

<http://www.pesticides.gov.uk/Resources/CRD/PRiF/Documents/Results%20and%20Reports/2013/Q4%202013%20FINAL.pdf>

2013 年第 4 四半期の計画では、食品 30 品目、1,126 検体を対象に調査した。最大残留基準（MRL）超過は 21 検体であったが、健康に影響する可能性のある残留はなかった。

残留が確認された主な食品と農薬の組み合わせは、鞘付きマメの塩化ジデシルジメチルアンモニウム (DDAC) 及びモノクロトホス、チーズや淡水魚、加工肉製品、ジャガイモ等の DDT(DDE)、サラダ菜の塩化ベンザルコニウム (BAC)、DDAC 及びジチオカルバメート、パパイヤ及び大根のジチオカルバメートなどである。ただし、ジチオカルバメートの残留については天然の硫黄化合物の検出による偽陽性の可能性がある。

● 英国広告基準庁 (UK ASA: Advertising Standards Authority)

<http://www.asa.org.uk/>

1. 食品の宣伝と子ども：健全な議論を確保するために (パート 1)

Food advertising and children: Making sure we have a healthy debate (part 1)

30 May 2014

<http://www.asa.org.uk/News-resources/Media-Centre/2014/Food-advertising-and-children-Making-sure-we-have-a-healthy-debate-part-1.aspx#.U5fXcqQ9JaQ>

宣伝は情報を与え、楽しみとなり、選択を促し、我々の楽しむメディアやスポーツや文化の資金源ともなる。しかし同時に時に敵対の原因となる。例えば、それは心配を誘発し、有害で無責任なものになる。子どもへの食品の宣伝を巡る議論があるのは、このためである。食品の子ども向け宣伝、特にあまり健康的でないものの広告は、子どもの肥満に関するより広範な社会的懸念と密接に関連する。このため各種活動団体や健康促進団体がこの種の宣伝は子どもの健康に悪影響があると信じて、より厳しい規制を求めている。

ASA はこれらの懸念は理解している。食品と飲料の子どもへの宣伝問題は、ASA の重要な課題のひとつである。子どもの保護が重要課題であり、このため食品やソフトドリンクを含む製品ごとの厳しい決まりがある。

強く支持される見解

一部の健康促進団体は、子どもへの食品や飲料の宣伝は有害であるとして、何故もっと厳しくあるいは完全に禁止しないのかと疑問を提示している。

第一に、既に厳しい規制はあり、栄養上貧しい習慣や不健康なライフスタイルを子どもに促すことは長いこと禁止されている。宣伝の規則についての見解が異なることは珍しいことではない。ASA でも、規則が厳しすぎるか緩すぎるかで意見が別れることがある。多数の団体が宣伝の禁止を求める一方で、自由化すべきと主張する団体もある。

ASA は広告規制機関として異なる見解を考慮しつつも、規則が根拠に基づくものであることを確保し、バランスのとれたアプローチを維持する必要がある。

食品の宣伝に関する簡単なガイド

そのため現在の規則はどうなっているのか、どうしてそうなったのかを簡単に説明する。TV と他のメディアでは規制が若干異なる。

根拠に基づいた、適切な規制

高脂肪・塩・砂糖 (HFSS) 食品の子ども向け宣伝がテレビでは禁止されているのに、他のメディアでは許されているのは何故か？入手可能な根拠によると、テレビの影響が大きいからである。この問題は白黒二つに分けられるものではない。HFSS 食品についてテレビの宣伝を規制しても、子どもがそれらの宣伝を見ることを完全には止めさせることができない。完全禁止には、宣伝が食品の選択に影響するとの根拠が弱すぎる。この議論の複雑さは、子ども・学校・家庭省と文化・メディア・スポーツ省からの委託で行われた David Buckingham 教授による「子どもの福祉に与えるコマーシャルワールドの影響」研究の主要知見に最も良く表現されている。Buckingham 教授は、「この問題について専門家の意見は分かれている。多くの専門家は宣伝が何らかの影響を与えることについては合意しているが、影響についての根拠が極めて乏しい。また食品の選択は肥満の一要因にすぎない。入手しやすさや値段、親の影響、運動、戸外の遊び場の有無などの他の要因の影響の方が遥かに大きい。テレビの宣伝と肥満についての信頼できる根拠は驚くほど少ない。」と述べている。

2. 食品の宣伝と子ども：健全な議論を確保するために (パート 2)

Food advertising and children: Making sure we have a healthy debate (part 2)

<http://www.asa.org.uk/News-resources/Media-Centre/2014/Food-advertising-and-children-Making-sure-we-have-a-healthy-debate-part-2.aspx#.U5fgBKQ9JaQ>

オンライン宣伝の規制

スマートホンやタブレット、インターネット TV などに簡単にアクセスでき、消費者には多くの選択肢がある。しかし、これは同時に課題でもある。どのように子ども達を有害なあるいは不適切なコンテンツから守ることができるだろうか。メディアの光景が劇的に変化する中で、ASA は現状に満足しているわけにはいかない。2 月に CAP (Committee of Advertising Practice) と協力し、さらなる対応を発表した。食品企業による広告ゲームには既に厳しい規則を策定した。この問題について、ASA は対応を継続する。

3. ASA 裁定

● Dr Harald Gaier

11 June 2014

http://www.asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2014/6/Dr-Harald-Gaier/SHP_ADJ_251722.aspx#.U5fiM6Q9JaQ

南アフリカでホメオパシー医の認定を受けたと称する Harald Gaier 氏による「科学的に証明された代替医療」の宣伝が違反である。各種治療法の根拠がない。

● Happy Homeopathy

11 June 2014

http://www.asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2014/6/Happy-Homeopathy/SHP_ADJ_25

[8024.aspx#.U5fjtqQ9JaQ](http://www.asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2014/6/Pharmacare-Europe-Ltd/SHP_ADJ_260406.aspx#.U5fjtqQ9JaQ)

ホメオパシープラクティショナーによる根拠のない閉経期症状等の治療効果の宣伝が違反である。

- Pharmacare (Europe) Ltd

11 June 2014

http://www.asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2014/6/Pharmacare-Europe-Ltd/SHP_ADJ_260406.aspx#.U5fmTKQ9JaQ

チア種子と亜麻仁をスーパーフードと宣伝していることが違反である。健康強調表示及び栄養強調表示違反もある。

- Slenderiiz UK

11 June 2014

http://www.asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2014/6/Slenderiiz-UK/SHP_ADJ_259386.aspx#.U5fm7KQ9JaQ

痩身用のホメオパシー製品等の宣伝が違反であり、「我々の体内から毒素を排出して空腹感を抑制」といった文言は医療宣伝に該当する。

- ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 肝臓や腸ではナノ物質はどのような作用機序なのか？

What mode of action do Nanomaterials have in Liver and Intestine?

13.06.2014

http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2014/14/what_mode_of_action_do_nanomaterials_have_in_liver_and_intestine_-190452.html

ナノ物質が食品を介して経口摂取された場合、肝臓や腸でどう働くのだろうか？どのような因子が毒性を決めるのだろうか？

異なるナノ物質が多数あるため、各々の毒性を調べるのは不可能である。そのような理由から、ナノ物質としての特徴を検討することが、2014年3月1日に開始したドイツ及びフランスの「SolNanoTox」研究プロジェクトの目的となっている。研究プロジェクトは3年半の予定である。生物学的利用度についてのデータ、そしてナノ物質の可溶性が取り込みや蓄積に影響するかを特に調査する予定である。プロジェクトでは、水に不溶性の二酸化チタン、酸化後にある割合で水溶性となるアルミニウムを、性質が基本的に異なるナノ物質の代表例として検討した。

2. 家庭用殺菌剤のベネフィットとリスクについての FAQ

FAQs on the benefits and risks of disinfectants used in private households

FAQ of the BfR of 22 May 2014

http://www.bfr.bund.de/en/faqs_on_the_benefits_and_risks_of_disinfectants_used_in_private_households-190456.html

家庭用洗剤やクリーニング用品などに使われている抗菌剤は、必ずしもメリットがあるわけではない。例外的に理由があるときのみ使用すべきである。一般的に抗菌作用のある成分を含まなくとも、基本的衛生上の規則を守って使えば十分である。医療目的の場合は医療の専門家に指示された通りに使用すること。

3. 妊娠・授乳中の女性にはヨウ素及び葉酸の十分な摂取が重要

Sufficient intake of iodine and folic acid are important for pregnant and breastfeeding women

19.06.2014

http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2014/15/sufficient_intake_of_iodine_and_folic_acid_are_important_for_pregnant_and_breastfeeding_women-190491.html

妊娠・授乳中の女性、および妊娠を計画している女性は、葉酸とヨウ素の十分な摂取量を確保すべきである。これは、医師向けのパンフレット「Iodine, Folate / Folic Acid and Pregnancy - Recommendations for Medical Practitioners」を更新するにあたり、BfRからのメッセージである。

ドイツは地理的にヨウ素欠乏の国であるため、妊娠・授乳中の女性にヨウ素欠乏症がよくみられる。年齢や喫煙、経口避妊薬、あるいは菜食主義のような特定の条件やライフスタイルの人は、さらにヨウ素欠乏の可能性が高い。

*パンフレット：Jod, Folat/Folsäure und Schwangerschaft（ドイツ語）

<http://www.bfr.bund.de/cm/350/jod-folat-folsaeure-und-schwangerschaft.pdf>

●オランダ RIVM（国立公衆衛生環境研究所：National Institute for Public Health and the Environment）

<http://www.rivm.nl/en/>

1. リスク評価戦略へのキネティクスの組み込み

Integration of kinetics in risk assessment strategies

2014-06-12

http://www.rivm.nl/en/Documents_and_publications/Scientific/Reports/2014/juni/Integration_of_kinetics_in_risk_assessment_strategies

化学物質の健康リスク評価において体内での動態（キネティクス）についてのデータが

重要であることを示す報告。例えば、ある物質が人体に吸収されることがないのであればある種の試験は必要が無くなる。投与する用量や動物での結果をヒトに当てはめる場合にもキネティクスの知見は重要である。

*本文 : Integration of toxicokinetics and toxicodynamics testing essential for risk assessment

http://www.rivm.nl/dsresource?objectid=rivmp:250476&type=org&disposition=inline&ns_nc=1

- ・ 吸収、分布、代謝、排泄、輸送 : 基礎知識
- ・ 現行のヒトリスク評価におけるトキシコキネティクスの潜在的有用性
- ・ 現行リスク評価におけるトキシコキネティクスの組み込み
- ・ トキシコキネティクスを取り入れた今後のヒトリスク評価戦略

● フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

1. 過塩素酸イオン : ANSES の研究と推奨

Perchlorate ions: ANSES's studies and recommendations

04/06/2014

<http://www.anses.fr/en/content/perchlorate-ions-anses-studies-and-recommendations>

ANSES の水研究所が 2011 年に行った国家測定キャンペーンの期間中、フランスのいくつかの州でヒト用飲料水 (WIHC) に過塩素酸イオンが検出された。これらのイオンは、甲状腺ホルモン合成の初期段階の一つである甲状腺によるヨウ素吸収を妨げる。保健省の要請で、ANSES は、WIHC 中と最も感受性の高い人口集団である 0~6 ヶ月乳児用の調整乳中の過塩素酸イオンによる健康リスク評価を行った。ANSES は、計算された暴露量では、一部の乳児では 2011 年に ANSES が設定した毒性参照値を上回るリスクを除外できないと結論した。従って、ANSES は乳児用調整乳中の過塩素酸イオン濃度を低くすることを推奨し、水道水の過塩素酸イオンの濃度が 4 µg/L より高い場合は、政府が情報を国民に知らせることと、生後 6 ヶ月以下の子どもの水道水摂取を制限することを提案した。

ヒトが消費する水に過塩素酸イオンが存在することは、民間 (航空機関連) 及び軍 (発火製品) 用として過塩素酸アンモニウムが製造されているアキテーヌ及びミディピレネー地方で 2011 年に報告されている ; 実際、過塩素酸アンモニウムは特に軍隊と航空分野で数多く工業利用されている。他の汚染源の可能性 (天然由来、チリ硝石、水殺菌に使用される産業用次亜塩素酸塩溶液の不純物) は排除された。

ヒトでは過塩素酸イオンは甲状腺でのヨウ素吸収を抑制し、甲状腺ホルモン合成に影響

する。WIHC の過塩素酸イオンの健康リスクに関する意見は、2011 年に ANSES が発表した。この意見で、ANSES は毒性参照値(TRV 0.7 µg/kg bw/d)と飲料水のガイドライン値(15 µg/L) を提案した。この TRV は初期の生物学的影響に基づき、最も影響を受けやすい集団（特に妊婦、新生児、生後 6 ヶ月以下の子ども）を考慮して提案された。この値に基づき、保健衛生総局(DGS)は 2 つの管理ガイドライン濃度を設定した：成人には 15 µg/L、生後 6 ヶ月以下の子どもには 4 µg/L。

水道水の過塩素酸イオン汚染の国家地図案と乳に関する研究

2011 年の意見に続いて、ANSES のナンシー水研究所は水道水と WIHC の過塩素酸イオン汚染のサンプリングと分析キャンペーンを実施した。これによりフランスで生産された水の 25%を占めるフランス全域地図を作製した。フランスで販売されているボトル入り水も分析した。更に、生後 6 ヶ月以下の子ども達は過塩素酸イオンの影響を受けやすい集団であるため、ANSES はフランス競争・消費・不正抑止総局 (DGCCRF) とともに、フランスで市販されている乳児用調整乳中の過塩素酸イオン濃度を測定するサンプリング計画を実施した。WIHC と乳児用調製乳のデータを合わせたものを、生後 6 ヶ月以下の子ども達の過塩素酸イオンへの暴露を計算するため、そして 2011 年 7 月に ANSES が設定した TRV に関する健康リスクを評価するために利用した。

結果

ナンシー研究所のサンプリング及び分析キャンペーンでは、分析された 703 の検体の 3/4 で過塩素酸塩濃度が 0.5 µg/L 以下だと分かった。過塩素酸イオンは地下水、特に汚染源がわかっているノールパドカレー地方で見つかった。過塩素酸塩と第一次世界大戦との関連が推測されたが、その地域での産業活動からの寄与の可能性は除外できなかった。4 µg/L の管理ガイドライン濃度を超過している状況は、主にノールパドカレー地方で、水処理施設と生産施設のおよそ 2%で存在した。この国家キャンペーンによると、成人に適用される管理濃度 15 µg/L を超える水処理施設や生産施設はなかった。

2012 年に開始した、フランス市場で入手可能な乳児用調製乳の過塩素酸イオン濃度調査の結果によると、生後 6 ヶ月以下の子ども向けに過塩素酸塩を含まない水で作った乳児用ミルクとフォローアップミルクにおける濃度は、順に平均濃度が 1.8 µg/L と 2.8 µg/L、最大濃度が 8.7 µg/L と 10.2 µg/L であった。しかしながら、使用される水が 2 µg/L 以上の過塩素酸イオンを含む場合には、生後 6 ヶ月以下の子ども達の 5%に TRV 超過が生じる恐れがある。

ANSES の推奨

得られた結果を考慮して、ANSES は次のように推奨する：

- 製造業者は、フランスで市販されている乳児用調製乳の過塩素酸イオン濃度を減らすこと。
- 乳児用調製乳の過塩素酸イオンの汚染源に関する情報が不足しているため、汚染源の調査をさらに行うこと。
- 水の汚染源の調査を継続すること。

- 4 µg/L 以上の過塩素酸イオンを含む水を飲む人たちに情報を提供し、6 ヶ月以下の子ども達による消費の制限を勧告すること。

ヒトの過塩素酸イオンの健康影響評価においてヨウ素の栄養状態が重要である。実際、ヨウ素欠乏症は、過塩素酸イオンが甲状腺への影響を持つ可能性を高くする。ゆえに ANSES は、3 歳以下の子どもたちと妊婦・授乳中の女性のヨウ素摂取に関する最新のデータを集めることを推奨している。

進行中あるいは実施予定の他の研究

果実・野菜が暴露源となりうるので、これらの食品の過塩素酸イオン濃度の測定が現在行われている。これは子どもと成人の食品暴露評価の実施につながる。更に、InVS は、体系的な先天性甲状腺機能亢進症スクリーニングプロセスの一部として、新生児の甲状腺刺激ホルモン (TSH) 濃度と水の過塩素酸イオン濃度との関連の可能性について、ノールパドカレー地方での疫学調査を実施している。

追加情報

- ・フランスの乳児用調製乳と飲料水の過塩素酸塩の存在に関する ANSES の意見 (フランス語)

<http://www.anses.fr/en/documents/EAUX2011sa0336.pdf>

- ・特定の集団での飲料水中の過塩素酸塩への暴露と甲状腺機能との関連についての疫学調査に関する ANSES の意見

<http://www.anses.fr/en/documents/EAUX2012sa0119EN.pdf>

- ・ヒトが消費する水の新興汚染物質の存在に関する国家キャンペーン、第 1 巻：過塩素酸塩 - ニトロサミン(フランス語)

<http://www.anses.fr/en/documents/LABO-Ra-PolluantsEmergents-T01Ra.pdf>

- ・InVS ホームページ

<http://www.invs.sante.fr/>

-
- フィンランド食品安全局 (Evira/ Finnish Food Safety Authority)

<http://www.evira.fi/portal/en/evira/>

1. オーガニックはまだオーガニック

Organic is still organic

16.06.2014

<http://www.evira.fi/portal/en/about+evira/current+issues/?bid=3949>

2013 年のオーガニック生産についての監視結果は、オーガニックをまだ信頼できることを示す。フィンランドでは少なくとも年に 1 回、当局がオーガニック農場や事業者の査察を実施している。その結果、2013 年はオーガニックとしての販売を禁止されたのは 4%以

下であった。フィンランドのオーガニック生産者は約 5,000 件、前年とほぼ同程度である。ホメオパシー製品は減多に使用されていない。オーガニック動物生産に関しては獣医師が動物用医薬品を処方し、一定の休薬期間が必要となる。オーガニック畜産場は 800 以上あるが、ホメオパシー製品を使用していたのは 4 件のみでドイツに比べると極めて少ない。オーガニック食品や飼料の表示には改善が必要である。また、オーガニック原料の表示と包装についていくつかの問題があった。(報告書本文はフィンランド語)

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. FDA は魚食の総合的影響に関する研究を発表

FDA Issues Net Effects Study on Fish Consumption

June 10, 2014

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm396784.htm>

ー 研究は妊娠中及び授乳中の母親と小さい子どもへの更新助言を支持するー

FDA は、「市販魚の喫食による胎児の神経発達への総合的影響の定量的評価 (IQ と早期言語発達で測定)」(総影響評価) と題する研究を発表した。この研究の目的は、妊娠女性が市販魚を喫食することによる胎児の神経系発達への影響を推定することである。さらに、小さい子どもによる魚の喫食と神経発達への影響についての根拠もレビューした。FDA の評価案は、最初は 2009 年に発表され、ピアレビューワーや一般、及び連邦機関からの意見や助言を組み入れて改訂した。

この評価や他の評価は、妊娠女性や授乳中の女性が水銀濃度の低い魚を週に 8~12 オンス (あるいは 2~3 回) (注: 約 227~340g) 食べることを薦めている米国人のための食事ガイドライン 2010 (Dietary Guidelines for Americans 2010) を支持するものである。また本日 EPA と FDA が発表した更新助言も支持している。

評価結果

Quantitative Assessment of the Net Effects on Fetal Neurodevelopment from the Eating Commercial Fish (As Measured by IQ and also by Early Age Verbal Development in Children)

<http://www.fda.gov/Food/FoodborneIllnessContaminants/Metals/ucm393211.htm>

米国の場合、母親が魚を喫食することで 9 才児の IQ に 0.7 ポイントのベネフィットがあると推定された。一方、水銀による IQ 低下は 0.01~0.05 ポイントと推定された。

FDA と EPA は魚食に関する更新助言案を発表

FDA and EPA issue draft updated advice for fish consumption

June 10, 2014

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm397929.htm>

FDA と米国環境保護庁 (EPA) は、魚食に関する更新助言案を発表した。両機関は、妊娠女性と授乳中の女性、妊娠する可能性のある女性、小さい子どもは、重要な発達と健康上のメリットを得るために、水銀濃度の低い魚をより多く食べるべきであると結論した。この更新助言案は、米国人のための食事ガイドライン 2010 の助言と一致している。

これまで FDA と EPA は、これらの集団が食べるべき魚の最大量については助言していたが、最小量は提示していなかった。しかし近年の科学は、妊娠や授乳中の女性、小さい子どもの食事に適切な量の魚が含まれることの重要性を強調している。

FDA の科学者 Stephen Ostroff 医師は「何年もの間、多くの女性が妊娠中や子どもの魚の喫食を避けてきた。しかし新しい科学で、妊娠中に魚を避けたり制限したりすることは、一般的健康や成長、発育にとって重要な栄養素を逃すことを意味することがわかった。」と述べている。

FDA の 1,000 人以上の米国妊娠女性のデータによると、21%が過去 1 ヶ月に全く魚を食べず、魚を食べている人でもガイドラインの薦める量よりはるかに少なく、週に 2 オンス (注: 約 57 g) 以下が 50%、4 オンス (注: 約 113 g) 以下が 75%であった。更新助言案では、水銀濃度が低い魚を週に 8~12 オンス (2~3 回/週) 食べるよう薦めている。水銀濃度の低い魚を食べることは多くのメリットがある。妊娠または授乳中の女性が避けるべき水銀濃度の高い魚は、メキシコ湾のアマダイ (tilefish)、サメ (shark)、メカジキ (swordfish)、king mackerel である。またビンナガマグロ (albacore tuna) については週に 6 オンス (注: 約 170 g) までに制限することを薦めている。水銀の少ない魚としては、エビ (shrimp)、pollock、サケ (salmon)、缶詰ライトツナ (canned light tuna)、ティラピア (tilapia)、ナマズ (catfish)、タラ (cod) などがある。

地元の河川や湖などで釣った魚については地元当局の助言に従い、もし助言が無い場合には週に 6 オンスまで、小さい子どもは 1~3 オンス (注: 約 28~85 g) までに制限すること。

最終助言にする前にパブリックコメントを受け付け、リスクコミュニケーション助言委員会に助言を求め、一連のフォーカスグループ調査も行う。

助言案

魚：妊娠女性と保護者が知るべきこと

Fish: What Pregnant Women and Parents Should Know

<http://www.fda.gov/Food/FoodborneIllnessContaminants/Metals/ucm393070.htm>

<重要なメッセージ>

毎週、水銀濃度の低い様々な魚を 8~12 オンス食べる。魚の栄養は、胎児、母乳を与えられている乳児及び幼児の成長や発育にとって重要である (注: この助言では魚と貝をまとめて魚としている)。

<誰が知るべきか>

妊娠中あるいは妊娠する可能性のある女性、授乳中の女性、子どもを育てている人。

<すべきこと>

1. 多様な魚を週に 8~12 オンス食べる。小さい子どもは年齢とエネルギー所要量に適した大きさの魚を週に 2~3 回食べる。
2. 水銀濃度の低い魚を選ぶ。
3. メキシコ湾のアマダイ、サメ、メカジキ、king mackerel は避ける。
4. 地元の河川や湖などで釣った魚については地元当局の助言に従う。
5. 食生活に魚を増やす場合には、エネルギーの必要量の範囲内であることを確認する。

以下に一食あたりのオメガ 3 脂肪酸の量と水銀の量の表を掲載している。

消費者向け

新しい助言：一部の女性と小さい子どもはもっと魚を食べましょう

New Advice: Some Women and Young Children Should Eat More Fish

June 10, 2014

<http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm397443.htm>

2. 職人的チーズ製造における木製棚の使用について明確化

Clarification on Using Wood Shelving in Artisanal Cheesemaking

June 11, 2014

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm400808.htm>

最近 FDA がチーズ産業で長く行われてきた木棚での熟成を止めさせようとしているという懸念を聞いたかもしれない。FDA は木棚での熟成を禁止しているわけではなく、FDA 食品安全近代化法もそのようなことは要求していない。FDA の規制は、チーズ製造時の木棚の使用を特別に扱ってはいない。さらに、FDA が木棚の使用についてのみ法的対応を行ったこともない。

問題になっているのは、2014 年 1 月に FDA の食品安全応用栄養センター (CFSAN) が、州からの質問への回答としてニューヨーク州農業市場省乳業規制局に送付した文書であり、これが職人的チーズ製造業界の懸念につながったと認識している。これは公式政策声明ではなく、木棚を使うことに関する科学文献の背景情報の説明である。

FDA は木棚を使用している施設でリステリアが検出された際に対応している。2010 年以降、FDA の査察では職人的チーズ製造業者の 20%以上でリステリアを検出している。ただし、この汚染が木棚の使用と直接関連するののかについてはデータをもっていない。

FDA の現在の規制は公衆衛生を守るために、食品と接触する機具や表面は「適切にきれいにできること」及び「適切に維持できること」を要求している。歴史的には FDA は木材がこの基準を満たせるかどうかについて懸念を表明しており、監視の際は注意している。しかしながら、FDA は職人的チーズ製造業界や州当局と相談し、安全性について検討して

いく。

3. FDA は報告義務のある食品リストについての意見募集を再開

FDA to Reopen Comment Period on Reportable Food Registry ANPR

06/17/2014

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm401262.htm>

ヒトや動物に有害健康影響を与える合理的可能性のある食品についての報告を提出する制度について、どのような情報が必要か等の意見を 60 日間追加で募集する。

4. 警告文書 (2014 年 5 月 29 日～6 月 9 日公表分)

Luce Dairy Farm 5/29/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm399698.htm>

食用として販売された子牛の残留動物用医薬品スルファメタジン

Newell Farms 6/9/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm400930.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフルとフルニキシン

5. 公示 (2014 年 6 月 10 日～17 日公表分)

下記の製品には表示に記載のない医薬品成分が含まれている。製品の写真は各ウェブサイトを参照。

- La Jiao Shou Shen

06-10-2014

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm400595.htm>

FDA の検査でシブトラミンが検出されている。

- Miraculous Evil Root

06-17-2014

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm401538.htm>

FDA の検査でシルデナフィルが検出されている。(注：製品の写真では「魔根」と読める)

- Toxin Discharged Tea

06-17-2014

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm401531.htm>

FDA の検査でフルオキセチン (SSRI) が検出されている。(注：製品の写真では、「排毒茶、靈芝織形、浅草、靈芝は体の本来もってる自然治癒力を高め」と読める)

- Sport Burner

06-17-2014

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm401534.htm>

FDA の検査でフルオキセチン (SSRI) が検出されている。(注：製品の写真では、「運動溶脂弾」と読める)

- Sliming Diet

06-17-2014

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm401524.htm>

FDA の検査でシブトラミンが検出されている。

- Gold Vigra

06-17-2014

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm401540.htm>

FDA の検査でシルデナフィルが検出されている。

6. 消費者向け情報：一部のミツバチ花粉痩身用製品は危険な詐欺である

Some Bee Pollen Weight Loss Products Are a Dangerous Scam

06/19/2014

<http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm401676.htm>

「ミツバチ花粉を含み、減量やシェイプアップするのに役立つと約束する製品は、実際には有害である可能性がある」と FDA は警告する。

ミツバチ花粉はミツバチが花から集めた花粉で幼虫を育てるためのもの (food) である。しかし魔法の成分ではない、と FDA の健康詐欺コーディネーター Gary Coody R.Ph は述べる。痩身用と宣伝されているミツバチ花粉製品から、表示に記載のない、不整脈や高血圧、双極性疾患などの持病のある人には有害な成分が検出されている。

最近、「Zi Xiu Tang」(「姿秀堂」：製品の写真は本ウェブサイト参照) という製品について、表示に記載のない成分が少なくともひとつ含まれることを警告している。「Zi Xiu Tang」は、非表示のシブトラミンやフェノールフタレインが検出された複数製品のうちのひとつに過ぎない。

FDA は、消費者や医療専門家からミツバチ花粉製品の使用に関連した 50 以上の有害事象報告を受け取っている。少なくとも 1 人が死亡し、他に重大な心臓関連事象、胸痛、動悸、頻脈、血圧上昇、発作、自殺企図、不安、不眠、下痢などが報告されている。さらに、多くのミツバチ花粉痩身用製品が、様々な病気の予防や治療ができるダイエタリーサプリメントとして販売されている。法律上、ダイエタリーサプリメントは病気の予防や治療を宣伝することはできない。「Zi Xiu Tang」の事例は、簡単に健康になれるという無節操な宣

伝業者がもたらす危険性を表している。

危険な混合物

FDA は様々なロットや日付の「Zi Xiu Tang」を 15 種類分析している。中には「本物」「偽物ではない」などと表示されていたものもあったが、全製品から表示に記載のない医薬品成分を検出している。それらの製品には「喉が渇くので水を飲む必要がある」とは書いてあるが、それがシブトラミンの副作用であることは示されていない。そして、調子が悪くなったら体から毒が出ている証拠であるとして書いてあるが、実際にはシブトラミンの副作用である。さらに、エキゾチックでオールナチュラルと宣伝している。FDA は他の製品も検査しているが、全てを調べることはできない。

手の込んだマーケティング

「Zi Xiu Tang」は健康ショップやフィットネスセンター、スパなどで販売されている。一部の医療関係者が薦めることさえある。販売業者は消費者に対し、全てのミツバチ花粉製品が同じではなく、彼らが販売しているものが「本物」であると伝える。例えば、16 桁の数字が記載してあり消費者はオンラインで確認できるという。そして、一見もつともらしいウェブサイトが存在し、フェイスブックや YouTube のようなソーシャルメディアでたくさん薦められている。彼らのやり方はとても巧妙で、効果を望む人々の弱さにつけ込む。

「Zi Xiu Tang」は輸入警告が発せられ正規に輸入はできないが、違法に輸入され続けている。FDA は調査中で、追加の対応をするかもしれない。消費者は安全で簡単に痩せられる商品に信じたかもしれないが、事実は危険な成分が含まれているだけなので避けるべきである。

● 米国環境保護庁 (EPA : Environmental Protection Agency) <http://www.epa.gov/>

1. EPA は有害な難燃剤のより安全な代用品を同定/ 同定された化合物は難分解性で環境中に蓄積し生殖・発達・神経毒性がある

EPA Identifies Safer Substitutes for Toxic Flame Retardants / Identified chemicals are persistent, accumulate in the environment and have reproductive, developmental, and neurological toxicity

06/12/2014

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/d0cf6618525a9efb85257359003fb69d/f943a4c163a5b8a785257cf500698492!OpenDocument>

ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD) やペンタブロモジフェニルエーテル (pentaBDE) などの難燃剤には、ヒト健康や環境への懸念が提示されている。EPA は難燃剤 HBCD の代用品に関する最終報告書、および pentaBDE の代用品についての更新報告書案を発表した。

ポリスチレン建築用断熱材の HBCD 代用品としてはブタジエンスチレン臭素化コポリマ

ーがより安全な代用品とされ、pentaBDE の代用品としてはホスホン酸ポリオールオリゴマーが同定された。

* Flame Retardant Alternatives for HBCD Partnership - About this Project

<http://www.epa.gov/dfe/pubs/projects/hbcd/about.htm>

* Flame Retardants Used in Flexible Polyurethane Foam - About the Project

<http://www.epa.gov/dfe/pubs/projects/flameret/about.htm>

2. EPA は有害物質のデータの新しい使用法を見つけるために 6 大学を選択

EPA Selects Six Universities to Help Find New Uses for Toxics Data

06/17/2014

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/0/faacadc1f7bd80da85257cfa005c301a?OpenDocument>

EPA は 2014 TRI (Toxics Release Inventory) 大学チャレンジの選考結果を発表した。企業から提出される有害化学物質排出リストのデータを使う革新的方法を開発することを目標としている。

* 2014 TRI University Challenge

<http://www2.epa.gov/toxics-release-inventory-tri-program/2014-tri-university-challenge>

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. Ambrose 大臣は、保護者から「我々が聞いたこと報告書 (What We Heard Report)」を発表し、オンライン表示ツールを発表

Minister Ambrose issues "What We Heard Report" from parents and launches online labelling tools

June 10, 2014

<http://news.gc.ca/web/article-en.do?nid=855639>

Rona Ambrose 保健大臣は、最近行った食品表示に関する意見募集で寄せられた意見をまとめた報告書「What We Heard」を発表した。

多くのカナダ人は現在の食品に表示されている情報は有用であるとしているが、栄養成分表に一食あたりの情報を記載すること、食品表示についての教育を増やすことなどの改善点も指摘された。

また、消費者向けに、表示について理解するためのオンラインインタラクティブツールも発表した。今後数ヶ月で、寄せられた意見をもとに政府は食品表示の改善を検討する。

* 報告書

Consulting Canadians to Modernize and Improve Food Labels: What We Heard

<http://www.hc-sc.gc.ca/fn-an/label-etiquet/modernize-report-moderniser-rapport-eng.php>

2. 政府はカナダの食品安全システムを改善するための広範な意見募集を行う

Government to host broad consultation on improvements to Canada's food safety system

June 16, 2014

<http://news.gc.ca/web/article-en.do?nid=857479>

—政府、企業、消費者が新しい食品規制とその他の機能強化について議論する—

政府担当者が企業や消費者の代表と、食品の安全性強化のためのカナダ政府の現在の取り組みについて、明日、話し合う。

カナダ人のための安全な食品法（Safe Food for Canadians Act: SFCA）のもとで提案されている規制が議題となる。これらの規制は輸入と国産に係わらず全ての食品についてより強固で一貫した監視を行うようデザインされている。関心のある人は規制案について CFIA のウェブサイトから意見を提出できる。Ambrose 大臣のスピーチはライブでウェブキャストされる。

* 概要

A New Regulatory Framework for Federal Food Inspection: Overview of Proposed Regulations

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/accountability/consultations/federal-food-inspection/overview-of-proposed-regulations/eng/1400451508255/1400451811916>

提案されている規制は、HACCP や GMP を含む、国際的に認知された基準や管理に基づく要件を反映している。さらに、予防に重点を置き食品安全の新興リスクにも迅速に対応できるようにすること、安全な食品を提供する事業者の責任を明確にすること、CFIA が監視に一貫した科学的根拠とリスクベースのアプローチを用いること、規制手続きに一貫性のあるアプローチを適用することなどが組み込まれている。

関係者の意見を取り入れた規制案が 2014 年秋の終わり頃に Canada Gazette Part I で事前公表され、75 日間の公式意見募集を経た後に、2015 年中旬頃に Canada Gazette Part II で規制として公表される予定である。

3. Harper 政権は食品の安全性監視をさらに強化する

Harper Government further strengthens food safety oversight

June 17, 2014

<http://news.gc.ca/web/article-en.do?nid=858129>

—CFIA は新たに監視確認チーム（Inspection Verification Team）を導入—

カナダの食品安全システムの運用状況を監視するために、CFIA 監視確認チームを導入し

た。3人の監視確認員からなる6チームが、今月初めから屠殺場や食肉加工場などの登録施設の検証を開始した。最初は食肉施設を対象にするが、最終的には全ての登録食品施設が対象となる。

4. 新しいハラ表示規制は消費者と製造業者に利益がある

New Halal labelling requirements benefit consumers and food producers

June 14, 2014

<http://news.gc.ca/web/article-en.do?nid=857209>

カナダ政府は食品医薬品規制 (Food and Drug Regulations) を改定し、食品のハラ表示には認証機関の名称を記載しなければならないと定めた。これは、消費者と製造業者の両者に利益がある。この改定は2014年4月23日に公表されており、2016年4月4日に発効する。

* Regulations Amending the Food and Drug Regulations (Halal food)

<http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2014/2014-04-23/html/sor-dors76-eng.php>

5. 残留農薬及び金属を調べた子ども用食品の99.7%は基準を遵守

Children's food tested for pesticide residues and metals - 99.7% compliant

June 20, 2014

<http://news.gc.ca/web/article-en.do?nid=859869>

CFIAは、2~15才の子どもがよく食べる710検体について2,300以上の検査を行い、286,000以上の検査結果を出した。スクールランチ用として販売されているクッキー、クラッカー、ドライフルーツ、シリアル、乳製品、果実・野菜ベースの食品などを集中的に調べた。安全上の懸念はなかった。

* 結果の詳細 : 2011-2012 Children's Food Project

<http://inspection.gc.ca/food/chemical-residues-microbiology/chemical-residues/2011-2012-children-s-food/eng/1402583730176/1402583731567>

710検体中491検体からは残留農薬は検出されなかった。219検体は検出可能な量の農薬を含み、そのうち68検体は複数農薬を含んでいた。農薬が検出されたもののうち最大残留濃度 (MRL) を超過していたのは2検体だった。

金属については最大量が設定されている食品は非常に少ない。ヒト健康にリスクとなるヒ素、カドミウム、鉛、水銀の検出量はこれまでと同様であった。最も高濃度のヒ素はコメを原料とする食品に検出されている。

(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 通知

Notification Circulars 12-14

18 June 2014

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/NotificationCircular12-14.aspx>

新規申請及び提案

- ・ (P1034) 包装から食品への化合物の移行 : 公衆衛生・安全リスクの評価

その他

- ・ ブラジルに関する BSE リスク評価書の発表
- ・ ニュージーランド、オランダ、クロアチア、リトアニア及びバヌアツに関する BSE リスク状態（無視できる程度）の再確認
- ・ 最大残留基準値（MRL）の改定

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. 安全保障上の懸念がある、29 農薬を含む化合物の使用者、販売者、輸入者へのオンライン調査

Online survey for importers, suppliers and users of chemicals of security concern, including 29 agvet chemicals open until 20 June

13 June 2014

https://pwc.qualtrics.com/SE/?SID=SV_8xd43R8lxEHDFXf

テロリストや違法行為を行う者たちが爆発物を作る材料に使用する可能性がある 96 化合物についての調査を、6 月 20 日まで実施する。

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. TGA の役割

The role of the TGA

Content last updated: Tuesday, 24 June 2014

<http://www.tga.gov.au/hp/education-hp-role.htm#.U6jjIaQ9JaQ>

TGA の役割について学ぶことができる専門家向け解説動画の紹介。

-
- インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)

<http://www.fssai.gov.in>

1. 中国からの乳製品の輸入禁止についての助言

Advisory on Ban on import of dairy products from China

(Dated: 19-06-2014).

[http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/Advisory\(19.06.14\).pdf](http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/Advisory(19.06.14).pdf)

ー2008年のメラミン汚染ミルク事件以降の中国からの乳製品輸入禁止についてー

中国からのミルクや乳製品の輸入禁止は、事態が相当改善したという信頼できる報告が入手できるまでとし、2014年6月23日からさらに1年延長する。

-
- その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

(食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。)

- カタルーニャ州食品安全機関(ACSA)、と畜用の動物の甲状腺及び尿中で検出された微量のチオウラシルに関する報告書を公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04050210373>

- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、「ステンレス製食品用容器・器具の表示作業ガイドライン」を公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04050220493>

- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、市場流通食品中のかび毒のモニタリング検査結果を公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04050540493>

- オランダ食品・消費者製品安全局(VWA)、届出が必要な食用に適さない食品の指標についてパンフレット「食用に適さない食品の届出ガイド」を公表した

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04050800337>

ProMED-mail

- 炭化水素中毒、コメ ギニア

Hydrocarbon poisoning, rice – Guinea

2014-06-19

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=2550692>

–Date: Wed 18 Jun 2014 From: 3 News [edited]–

ギニアにおいて石油で調理されたコメの喫食により数十人が入院した。ギニア首都の大病院には全部で 114 人が入院した。患者の症状は、腹痛、下痢、嘔吐である。別の医師が、小さなレストランの調理師がピーナツオイルと石油を間違えて使用したと述べている。大量の人が入院したことで患者や病院の来院者はパニックになり、エボラウイルスに感染したと考えると何十人もが逃走した。

- 麻痺性貝毒中毒 米国: (アラスカ)

Paralytic shellfish poisoning - USA: (AK)

2014-06-23

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=2559312>

–Date: Tue 17 Jun 2014 Source: Alaska Dispatch [edited]–

2014 年 6 月 22 日の Kenai 半島 Clam Gulch での麻痺性貝毒疑い事例は、この中南潮干狩り地域での最初の、そしてこれまで米国で発生した麻痺性貝毒のうち 2 番目に北の事例になる。

EurekAlert

鉛の削減は賢明で経済的な公衆衛生投資である

Lead abatement a wise economic, public health investment

10-Jun-2014

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2014-06/uom-laa061014.php

ミシガンの住人の子どもの鉛暴露は、年に 3 億 3,000 万ドルの損害に相当する。ミシガン州立大学の研究。鉛の暴露源の 70%は塗料で、鉛暴露による最も大きな影響は生涯の学習能力の低下である。

* Economic Impact of Lead Exposure in Michigan (PDF):

<http://www.riskscience.umich.edu/wp-content/uploads/2013/12/Economic-Impact-of-Lead-in-Michigan-Web.pdf>

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室